

富山県手話普及活動促進事業 出前手話講座します

■事業の趣旨

富山県では、2018（平成30）年「富山県手話言語条例」を定めました。

県民の皆さん誰もが、手話は国際的に認められた言語であり、ろう者にとって情報取得やコミュニケーションに必要な言語であることを理解していただくこと、手話に親しみ、日常生活で広く手話が使われる県をめざしています。

富山県手話普及活動促進事業は、県内の企業、法人、自治会、PTAなどの団体からの依頼に応じ、ろう者と交流し手話を学んで頂くための「出前手話講座」を開催します。

■主催・実施 主催は県、実施は富山県聴覚障害者協会

■講座開催の例

聞こえない・聞こえにくいこと、ろう者の生活などの理解と配慮について
手話実技 あいさつ 自己紹介 お店やホテルなどでのおもてなし、
職場での基礎会話、病院での基礎会話など

■申込みのための条件

- ①富山県内の企業、社会福祉法人や社団法人、特定非営利活動法人等の事業者、自治会、PTAその他の団体（以下「団体等」という。）とする。
申請は、希望する日の一ヶ月以上前までに申し込んでください。
- ②補助金の交付の対象とする活動は、県民に手話を学習する機会を提供する活動等、知事が手話の普及を促進すると認めるものとする。
- ③補助金の交付の対象経費は、活動に要する報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料とする。
手話講師、手話通訳者の派遣にかかる費用、講師が用意する教材にかかる費用などもこの補助金から支出となります。
派遣する講師は、基本的にろう講師と聞こえる講師のペアです。
講座の受講料は無料で開催して頂きますが、教材について手話テキストを実費で購入していただく事もあります。
- ④活動1回当たり15,000円を補助上限額とし、1団体等につき5回までを年度の上限とする。
- ⑤時間は1回につき、1時間以上3時間までとする。（標準は2時間とする）
- ⑥会場の準備ができること
- ⑦参加者は申請団体が確保すること
- ⑧手話講座の写真撮影に協力頂けること（撮影した写真は富山県または富山県聴覚障害者協会の広報に使用させていただきます。）

■問合せ先 社会福祉法人富山県聴覚障害者協会 〒930-0806 富山市木場町2-21
電話（076）441-7331 / FAX（076）441-7305

富山県手話普及活動促進事業

出前手話講座 申込書

企業・団体名			代表者名
連絡先 住所・担当者名			電話 ファックス メール
希望日・時間	第一希望	月 日 ()	時 分～ 時 分
	第二希望	月 日 ()	時 分～ 時 分
	第三希望	月 日 ()	時 分～ 時 分
予定している会場 会場の住所	会場名 住所 電話 収容人数 参加見込み数 ファックス		
学びたい内容 講師の希望などを 記入してください			

問合せ・申込み先

社会福祉法人富山県聴覚障害者協会

〒930-0806 富山市木場町2-21

電話 (076) 441-7331

FAX (076) 441-7305